平成２５年（フ）第２６４０号
大阪府豊中市本町３丁目７番75号
債務者　豊山　祥子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８７号
大阪市平野区喜連東４丁目５番１―501号
債務者　次田塗装こと　山岡　幸司(旧姓次田)
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０８号
大阪府大東市谷川１丁目３番８号　プランドールミキ307号
債務者　奥　由加里
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３５号
大阪市北区中津１丁目18番９号　ドクターラヴィーナ化粧品ビル301号室
債務者　木村　康二
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７４号
大阪府吹田市南吹田４丁目10番11号、前住所大阪府吹田市垂水町３丁目27番10―101号
債務者　らふうこと　島津　宏幸
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７６号
大阪市城東区今福東３丁目３番12―101号
債務者　吉岡美惠子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７７号
大阪市城東区今福東３丁目３番12―101号
債務者　吉岡　　實
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０３号
大阪府門真市宮前町３番９号　小倉マンション202号
債務者　川野　健次
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１７号
大阪府交野市星田７丁目50番５―303号
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１号
北海道室蘭市中島町２丁目20番16号
債務者　片山　幸代
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
盛岡市月が丘１丁目31番７号　フラッツカシオペアＤ―２号
債務者　澤口　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０号
岩手県気仙郡住田町上有住字中沢124番地２、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根3167番地８　大山住宅４号
債務者　紺野　和雄
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４１号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ内甲2493番地、前住所福島県喜多方市関柴町下柴字的場1106番地７
債務者　鈴木　英雄
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
茨城県坂東市大口398番地２
債務者　落合　勝彦
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８０号
茨城県猿島郡境町大字長井戸1004番地、前住所茨城県猿島郡境町2175番地３
債務者　平川　由佳
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８７号
茨城県筑西市蓬田241番地　県西せいかん荘、前住所茨城県筑西市桑山1730番地
債務者　柳田　峰司
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県古河市南町３番22号　シェルル203号
債務者　髙橋　　毅
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１４号
茨城県古河市水海2378番地４　エレガンス水海202、前住所栃木県小山市大字横倉新田25番地30　サンリット・キャニオン203
債務者　石綿　　栄
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部